

令和 8年1月8日

お客様各位

ハナ信用組合

休眠預金等活用法に基づく預金保険機構への移管対象となる預金等について

当組合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律
第三条第一項の規定にもとづき、預金保険機構への移管対象となる預金等について次の
とおり公告します。

平成27年10月1日から平成28年9月30日までの間に最終異動日等のあった
預金等を令和9年1月7日※までに預金保険機構に納付します。当該納付の日において
当該預金等に係る債権は消滅しますが、預金者等であった方は、ハナ信用組合を通じて
当該預金等に係る元本及び利子に相当する額の金銭の支払いを請求できます。

尚、本件に関する詳細は、お取り扱いの店舗までご照会ください。

以上

※法にもとづく預金保険機構への納付期限であり、実際の納付日と異なります。